

## パブリックコメント（意見公募）制度

### 南部町新型インフルエンザ対策行動計画 改定案について

#### 【意見募集期間】

令和8年6月15日(月)～6月29日(月)

#### 【お問合せ先】

南部町健康子ども課 健康対策班

電話 0178-60-7100(内線211)

## パブリックコメント（意見公募）にあたって

南部町（以下「町」という。）では、平成27年2月に策定した「南部町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）の改定案を取りまとめました。

この度の改定作業は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、関連する法改正も踏まえた、新型インフルエンザ等対策政府行動計画並びに青森県行動計画の抜本的改定に合わせて実施するもので、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、町が実施する措置の基本的な事項の見直しと策定を行うものです。

この度取りまとめた町行動計画改定案について、町民等の皆様から広くご意見をいただくため、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

### 【目次】

- 南部町新型インフルエンザ等対策行動計画改定案の概要・・・ 3
- 町行動計画の公表・ご意見の提出方法等・・・・・・・・・・ 5

# 南部町新型インフルエンザ等対策行動計画改定案の概要

## 1. 計画策定の背景と目的

国においては、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えること等を目的として、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定し、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を策定。これに合わせて、同年11月には青森県が「青森県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を、平成27年2月には南部町が「南部町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を策定しました。

今般、令和2年1月に国内で初の新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、これまでの対応で明らかとなった課題や、関連する法改正等も踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すために「政府行動計画」が抜本的に改定されたことに伴い、青森県においても「県行動計画」が改定されました。

南部町においては、これら一連の改定と合わせ、先に策定していた「町行動計画」を抜本的に改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくこととしています。

## 2. 改定のポイント

項目	現計画	計画改定の方向性
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に、幅広く対応
発生段階→ 対策段階	(発生段階) 未発生期、海外発生期、国内発生期、国内感染期、小康期	(対策段階) 準備期、初動期、対応期
平時の準備	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
複数の感染拡大への対応	比較的短期の終息を前提	対策の機動的切替
対策項目	6項目	7項目(拡充)
計画の構成	発生段階を基本軸として各対策項目における取組を記載	対策項目を基本軸として各対策段階における取組を記載。 全対策項目にまたがる3つの横断的視点を記載。

## 3. 計画の構成

### 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応

### 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

#### 第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第3章 まん延防止

### 第4章 ワクチン

### 第5章 保健

### 第6章 物資

### 第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

## 町行動計画の公表・ご意見の提出方法等

### 1. 改定案の公表方法

- (1)町ホームページへの掲載 (<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>)
- (2)健康こども課(健康センター)窓口への備え付け・閲覧

### 2. ご意見を提出できる方

- (1)南部町内に住所を有する方
- (2)南部町の区域内に事務所又は事業所を有する方
- (3)南部町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方

### 3. ご意見の提出方法

町ホームページあるいは健康こども課(健康センター)にある所定の様式にご記入のうえ、ご持参又は郵送・FAX でご提出願います。また、電子メールによりご提出いただくこともできます。

なお、口頭やお電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

#### 4. 町の考え方の公表

いただいたご意見の概要と、それに対する町の考え方は、ホームページ等で公表する予定です。なおご意見いただいた方の住所や氏名などの個人情報には公表しません。

#### 5. お問い合わせ・提出先

〒039-0595

南部町大字下名久井字白山9 1 - 1

南部町健康センター 健康こども課 健康対策班

TEL : 0178-60-7100 (内線 211) FAX : 0178-76-3904

メールアドレス : [kenko@town.aomori-nanbu.lg.jp](mailto:kenko@town.aomori-nanbu.lg.jp)